

下関市地域支え合い活動支援補助金交付要領

下関市地域支え合い活動支援補助金交付要綱（平成30年9月7日制定。以下「要綱」という。）第21条の規定により、補助金の交付に関し必要な事項を次のように定める。

- 1 要綱第6条に規定する地域支え合い活動支援補助金交付申請書（様式第1号）の添付書類の様式は、それぞれ次に掲げるものとする。
 - (1) 活動計画書 別紙様式1
 - (2) 収支予算書 別紙様式2
 - (3) 利用予定者名簿 別紙様式3

- 2 要綱第13条に規定する地域支え合い活動支援補助金実績報告書（様式第5号）の添付書類の様式は、それぞれ次に掲げるものとする。
 - (1) 活動実績報告書 別紙様式4
 - (2) 収支決算書 別紙様式5
 - (3) 利用者名簿 別紙様式6
 - (4) 送迎記録簿 別紙様式7

附 則

この要領は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

活 動 計 画 書

1 事業名 地域支え合い活動支援事業（ 訪問 ・ 送迎 ・ 通所 ）

2 団体名 _____

3 活動の実施期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

4 活動の概要

【活動地域（場所）】

【活動内容】

【活動時間・曜日】

【事業の目的】

【送迎サービス（送迎サービス及び通所サービスで利用者の送迎を行う場合）】

・年間走行予定距離

【担当者連絡先】

住 所 〒

氏 名

電話番号

別紙様式2

収 支 予 算 書

事業名 地域支え合い活動支援事業（ 訪問 ・ 送迎 ・ 通所 ）

団体名 _____

1 収入の部

経 費 区 分	金 額	詳 細
利 用 者 負 担 金		
市 補 金		
その他補助金・助成金等		
会 費		
その他収入（寄附金等）		
合 計		

2 支出の部

経 費 区 分	金 額	詳 細
報 償 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 料		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
そ の 他 経 費		
合 計		

別紙様式3

利 用 予 定 者 名 簿

事業名 地域支え合い活動支援事業（ 訪問 ・ 送迎 ・ 通所 ）

団体名 _____

No	氏 名	生 年 月 日	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※この名簿は、補助金の交付としての目的以外には使用しません。

活動実績報告書

- 1 事業名 地域支え合い活動支援事業（訪問・送迎・通所）
2 団体名 _____
3 活動の実施期間 _____年 月 日 ～ _____年 月 日
4 活動実績

月	主 な 活 動 内 容	利用延人数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合 計		

※枠内に収まらない場合は、別紙を添付して記載すること。

別紙様式5

収支決算書

事業名 地域支え合い活動支援事業（訪問・送迎・通所）

団体名 _____

1 収入の部

経費区分	金額	詳細
利用者負担金		
市補助金		
その他補助金・助成金等		
会費		
その他収入（寄附金等）		
合計		

2 支出の部

経費区分	金額	詳細
報償費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
通信運搬費		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他経費		
合計		

別紙様式6

利用者名簿

事業名 地域支え合い活動支援事業（訪問・送迎・通所）

団体名 _____

No	氏名	生年月日	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※この名簿は、補助金の交付としての目的以外には使用しません。

送 迎 記 録 簿

事業名 地域支え合い活動支援事業（送迎 ・ 通所）

団体名 _____

日 付	走行経路	走行距離	利用者氏名
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	

(注) 記入欄が不足する場合は、適宜、追加してください。

補助金は利用者の送迎片道1回ごとに算出（1円未満の端数は切り捨て）した額の合計となります。送迎1回の走行距離に1km未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。なお、利用者の乗車中はもとより、当該送迎の開始前における車庫等からの迎車及び送迎の終了後における車庫等までの回送を行った場合は、これについても含みます。